

## 第26回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月10日(火) 午後2時00分から午後3時15分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 16名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	11	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	12	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	14	林 廣美
委員	4	西田 くみ子	委員	15	福永 甚藏
委員	6	葛原 準子	委員	16	林田 清光
委員	7	吉田 新太郎	委員	17	服部 嘉子

5. 欠席委員 3名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
委員	5	山下 年数	委員	13	寺田 勝典
委員	8	森地 隆照			

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席16番 林田 清光 委員  
議席18番 田畑 啓之助 委員

## 8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第122号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第123号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第124号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第125号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農  
用地利用集積計画の決定について

○議案第126号 甲賀農業振興地域整備計画の変更について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告及び協議事項

○会長報告事項

○副会長報告事項

○広報編集委員会報告事項

○農業委員会制度検討委員会報告事項

○農業委員会活動方針作成委員会報告事項

○意見書検討委員会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

## 9. 事務局出席者（4名）

事務局長 伊藤 勲

局長補佐 松井 章

局長補佐（農地係長） 田中 克司

農政係長 谷川 智彦

## 10. 会議の概要

事務局長 第26回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長 開会にあたり、北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 ・ロボット技術やICTを活用したスマート農業導入事例の紹介  
・「人・農地プラン」の実質化に向けた農業委員・最適化推進委員の役割

事務局長 ありがとうございます。  
これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席5番 山下年数委員、議席8番 森地隆照委員、議席13番 寺田勝典委員の3名で、遅参、早退の届出はございません。よって本総会の出席委員は16名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席16番 林田清光委員と、議席18番 田畑啓之助委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは最初に、議案第122号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

まず、3条調書、整理番号9番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第122号をご説明申し上げます。議案書は2ページからとなります。

今月の申請は2件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、土地の所在、面積等につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号9番につきましてご説明申し上げます。申請地は参考図の1ページから2ページとなります。申請地は甲賀市役所から西方向約1.3キロメートルの農業振興地域内農用地であります。

申請理由について説明いたします。譲受人が代表を務められている会社は農地中間管理機構を介して譲渡人から申請地を借りておられましたが、今般、農地を貸借でなく購入しないかと話があり、双方合意され売買による所有権移転申請を行われました。なお、会社は農地所有適格法人でなく一般法人であり農地の所有権を取得することができないため、譲受人が主として耕作されます。譲受人は農地を所有されていませんが、譲受人が代表を務められている会社は1.6ヘクタールほどイチゴやキャベツ等を耕作されており、申請地においては梨を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

- 議 長 ありがとうございます。  
整理番号9番につきましては、議席12番 伴委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 12番、伴です。今事務局から説明のあったとおりで、譲受人は近年農業をめざして会社を作られ、イチゴ等の栽培をされています。この地番におきましても、未整備田ということで、以前は中間管理機構から借りてキャベツ等を栽培しておりましたが、1年前は条件が悪く、うまく育たなかったこととあわせて、譲渡人が高齢のため、購入していただきたいということで、会社の代表である譲受人が購入されました。この後、全てではありませんがナシの栽培をし、面積を増やしていきたいのとあわせて野菜等の栽培にも取り組んでいきたいとの意向を持っておられます。周辺農地に及ぼす影響は全くなく、許可相当と考えます。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。  
続いて区域番号4番 筧推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 4番、筧です。これは会社が土地を実質的に購入されるということで、地元でも不安の声がありましたが、新しく土地を有効利用していかれるであろうということで、できるだけ継続してうまく成功していただければと考えるようになっておられます。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。なお質問される委員は議席番号とお名前をお願いいたします。以後のご質問につきましても、同様をお願いいたします。
- 委 員 **【異議なしの声】**
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号9番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号9番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号10番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号10番につきましてご説明申しあげます。申請地は参考図の3ページから4ページとなります。申請地は甲南第一地域市民センターから南西方向約1.5キロメートルの農業振興地域内農用地であります。  
申請理由について説明いたします。譲受人は農業の規模拡大を考えられており、

譲渡人に相談されたところ、農地の所有権の移転について合意され、使用貸借権の権利設定申請を行われました。譲受人は現在、甲南町杉谷地先で水稻を耕作されており、申請地においても引き続き水稻を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号10番につきましては、議席17番 服部委員から説明をお願いいたします。

担当農委

17番、服部です。ただ今の事務局の説明のとおりです。譲受人は現在お勤めされておられますが、定年後はさらに規模拡大を図り、認定農業者にもなれるほどがんばりたいという意欲を持っておられます。地域にとりましても大変頼もしく思われ、許可相当と判断いたしました。みなさまのご審議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続いて区域番号33番 片山推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委

33番、片山です。服部委員の説明と同じです。譲渡人は3年前くらいから病気を患い、全く耕作ができなくなったので、それならば譲受人が引き受け、耕作しますということです。以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

**【異議なしの声】**

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号10番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

**【挙手全員】**

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号10番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第122号については、以上であります。

議 長

続きまして、議案第123号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

最初に、4条調書、整理番号10番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案第123号をご説明申し上げます。議案書は4ページからとなります。  
今月の申請は1件で、申請者の住所、氏名、転用する土地の所在地目、転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。
- 整理番号10番につきましてご説明申し上げます。申請地は参考図の5ページ、6ページ、土地利用計画は7ページとなります。申請地は甲賀市役所から北西方向約1.9キロメートルの市街化調整区域内にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。
- 転用理由及び概要について説明いたします。申請者の先代から受け継いだ母屋の一部、車庫、進入路の転用許可が得られていないことが分かり、農地転用の申請を行われたものです。計画によりますと、現状の形状のまま母屋の一部、車庫、進入路として利用されます。また、雨水排水は、自然浸透および既存道路側溝に放流して処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。
- 以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。
- 議長 ありがとうございます。  
整理番号10番につきましては、議席12番 伴委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 12番、伴です。事務局から説明があったとおりであります。先代の時に屋敷周りの農地があったということで、既に進入路として活用されておられます。また周りは住宅地ですので、何ら他に影響を及ぼすものはないと考え、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。  
続いて区域番号3番 川嶋推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 3番、川嶋です。今、伴委員から説明のありましたとおり、先代からの埋め立てということで、進入路、住宅の一部となっております。許可相当と思われれます。よろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委員 **【異議なしの声】**
- 議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号10番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号10番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。  
議案第123号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第124号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
最初に、5条調書、整理番号22番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第124号をご説明申し上げます。議案書は6ページからとなります。  
今月の申請は3件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。  
整理番号22番につきましてご説明申し上げます。申請地は参考図の8ページ、9ページ、土地利用計画は10ページであります。申請地は甲賀市役所から西方向約2.3キロメートルの市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。  
転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、昨年4月に結婚し、現在アパートを借りて住んでいますが、将来のことを考え、譲受人が新たに一軒家を建てることとなりました。他の土地の取得には経済的な負担が大きく、実家の隣接地に建築の方が生活上の利便性も良いと判断されたものです。計画によりますと、土地の造成を行い、一般住宅を建築されます。また、雨水は周囲に排水溝を設置し1箇所にとめて既設の水路に放流され、生活排水は公共下水へと接続されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、借入金により賄われる予定で、申請書には住宅ローン審査結果通知が添付されています。  
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
整理番号22番につきましては、議席10番 倉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 10番、倉田です。ただ今事務局から説明のありました議案について、意見を申し述べます。譲受人は譲渡人の子で、約5キロメートル離れた賃貸住宅で生活されていますが、賃貸契約期間の満了を契機として新居の建設を計画し、用地を考えたところ、親の後を継ぐのに便利で、経費も相当に安く済む当該申請地を選んだとしています。現地を確認しましたところ、当該申請地は居住地域の中にあつて、譲渡人の宅地と公道及び宇川区の公園に囲まれており、一部で譲渡人の農地に隣接していますが形状が悪く、他の農地とのつながりもなく、農業の継続には発展性はないと認めました。また転用及び住宅の建設に伴う周辺への悪影響は予測できませんで

した。以上から、本申請の許可は妥当と思いますので、よろしく審議決定くださるようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
続いて区域番号5番 清水推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 5番、清水です。本件につきましては、ただ今事務局並びに倉田委員からご説明のあったとおりでございます。譲受人は譲渡人の長男です。しかし、母屋は次男と長女がお住まいであり、部屋が足りないということも聞いておりました。アパート住まいも賃貸の契約が切れるということで、母屋の北側の隣接したところに、離れ、自分の家を建てたいということでございます。将来的に両親の面倒を見るということと、農地についても管理していくということです。もとの面積は922平方メートルございました、そこを分筆して今回369平方メートルを宅地としたいということです。残りの553平方メートルについては引き続き農地として水稲にするかあるいは畑地にするということで相談を受けておりました、畑地にするなら果樹の栽培等をしてはと勧めているところです。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号22番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号22番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号23番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号23番につきましてご説明申し上げます。申請地は参考図の11ページ、12ページ、土地利用計画は13ページであります。申請地は甲賀市役所から南西方向約1.7キロメートルの市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、両親、祖母の面倒をみることに将来先祖から受け継いだ農地を荒廃させることなく維持管理に努めるため、譲受人が新たに一軒家を建てることとなりました。両親、兄弟、祖母の居住する実

家の隣接地で、父の所有する土地で生活上の利便性も良いと判断されたものです。計画によりますと、土地の造成を行い、一般住宅を建築されます。また、雨水は周囲に設置される側溝から南側にある既設の水路に放流され、生活排水は公共下水へと接続されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、借入金により賄われる予定で、申請書には住宅ローン審査結果通知が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号23番につきましては、議席10番 倉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委

10番、倉田です。ただ今事務局の説明と重複する部分がありますが、譲受人は譲渡人の子で、約7キロメートル離れた賃貸住宅で生活されておられますけれど、新居の建設を計画し用地を考えたところ、親の後を継ぐのに便利で経費も相当安く済む当該申請地を選んだとしています。現地を確認しましたところ、当該申請地は居住地域の中にあつて、譲渡人の宅地に囲まれており、その周辺部は道路を隔てて山林につながっています。水利や土地の面積と形状を考えると農業には不適と判断しました。また転用及び住宅建設に伴う周辺への悪影響は予測できませんでした。以上から本申請の許可は妥当であると思っておりますので、よろしく審議決定くださるようお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて区域番号6番 西田推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委

6番、西田です。ただ今事務局及び倉田委員から詳細なご説明があつたとおりで、特に私から追加して申し述べることはございません。ご審議の程どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

【異議なしの声】

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号23番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号23番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号24番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号24番につきましてご説明申しあげます。申請地は参考図の14ページ、15ページ、16ページ、土地利用計画は17ページであります。申請地は甲賀大原地域市民センターから北東方向約1.8キロメートルの市街化調整区域にある農用地区域内農地であります。  
転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、甲賀北地区工業団地造成工事に伴う水路改修工事のため 車両の乗入れ通路及び資材置場に適した土地を探しておられたところ、近接する申請地が適地と判断されたため、使用貸借権設定の申請を行われました。設置箇所はほ場整備地ですが、水稻刈入後の休耕期に鉄板を敷き、翌年度の種まき時期までに撤去されるので、水稻耕作に影響はありません。計画によりますと、鉄板を348枚使用し、通路、資材置場を設置されます。また、工事完了後撤去されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資産により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。  
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。  
整理番号24番につきましては、議席4番 西田委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 4番、西田です。ただ今説明いただきましたとおりで、工業団地の造成に伴う資材置場ということで、譲渡人の説明で現地も確認しました。何ら問題ないと思われるので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。  
続いて区域番号27番 大原推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 27番、大原です。地元待望の工業団地造成ということでして、これに係る事業でございますけれども、農業には直接関係はございません。むしろ排水路等を一部改良していただきますので、プラスの面も多いと思います。よろしくご審議申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号24番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号24番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。  
議案第124号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第125号をご説明申しあげます。議案書は9ページからとなります。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法により作成し、これを公告することにより使用収益権としての利用権設定等の効果を発生させるものでございます。  
今月は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は6件でございます。借り手、貸し手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりでございます。10ページから11ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。この集積書は利用権設定の明細を集計したものです。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数4名、借り手は実人数4名、面積は10,351平方メートルとなります。次に、所有権移転の合計の売り手は実人数2名、買い手は実人数2名で、面積は4,986平方メートルとなります。また、借り手、買い手の経営状況につきましては、14ページの一覧のとおりです。  
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第125号について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、議案第125号につきましては、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。

議長 続きまして、議案第126号「甲賀市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第126号をご説明申し上げます。議案書は15ページからとなり、対象地は参考図の18ページから32ページとなります。農用地区域内の土地を農用地区域から除外及び編入するためには、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、変更案の確定前に農業委員会の意見を聴くこととされています。

農業振興地域の整備に関する法律に基づき甲賀農業振興地域整備計画が策定され、5年ごとに見直されます。甲賀市を取り巻く情勢や将来の農業情勢を踏まえつつ、優良農地の確保・保全を図り、農業振興に向けた各種施策を計画的に実施するためのもので、今後概ね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地となる農用地区域を明らかにするものです。

この変更においては、事前に滋賀県と協議し、認められたものについて、見直していくこととなります。

案件は9件あり、土地の所在、面積、変更理由等につきましては、議案書のとおりでございます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

川村委員 3番、川村です。この農業振興地域整備計画の変更に関して、農業委員・最適化推進委員の確認において、把握済みということでしょうか。

事務局 地元への説明はされていると聞いておりますが、農業委員・最適化推進委員には説明されていません。

農業振興地域整備計画の変更については、市の整備計画に基づき、現状不要と思われる農用地等につき、該当する地域と意見照会を行いながら変更したものであり、特に個別の転用に伴う除外等にあたりませんので、地域の農業委員、推進委員の意見を必要とするものではありません。

議長 よろしいか。

川村委員 はい。

議長 他にご質問ありませんか。

委員 【異議なしの声】

- 議 長 　　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第126号について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 　　【挙手全員】
- 議 長 　　挙手全員でございます。  
よって、議案第126号につきましては、原案のとおり可決し、市へやむを得ない旨の通知をします。  
議案第126号については、以上であります。
- 議 長 　　続きまして、報告案件に入ります。  
「報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。
- 事 務 局 　　報告をいたします。お手元の調書は、19ページからとなります。届出地は参考図の33ページから35ページとなります。農地法第5条の届出は、市街化区域において所有権移転、または賃貸借権等の設定を伴う、農地転用の届出でございます。  
今月の届出は3件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転用面積等につきましては19ページの調書のとおりでございます。届出内容につきましては、分譲宅地が1件、太陽光発電施設が1件、一般住宅が1件であります。以上でございます。
- 議 長 　　ありがとうございました。  
報告案件は以上であります。特にご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 議 長 　　特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。  
ここで一旦、休憩とします。再開は15時といたします。  
推進委員におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。
- 【休憩】
- 議 長 　　それでは、会議を再開します。  
これより報告事項に入ります。  
最初に、報告事項1の「会長報告事項」について、私より報告いたします。
- 会 長 　　・滋賀県農業会議臨時総会について  
・滋賀県都市農業委員会連絡協議会 第2回会長会について
- 議 長 　　続きまして、報告事項2の「副会長報告事項」について、お願いいたします。
- 副 会 長 　　・委員農地パトロールの結果について

- 議 長 続きまして、**報告事項 3**の「**広報編集委員会報告事項**」について、葛原副委員長よりお願いいたします。
- 葛原副委員長 ・ 農業委員会だより第 30 号の発行について
- 議 長 続きまして、**報告事項 4**の「**農業委員会制度検討委員会報告事項**」について、田畑委員長よりお願いいたします。
- 田畑委員長 ・ 農業委員会制度検討委員会について
- 議 長 続きまして、**報告事項 5**の「**農業委員会活動方針作成委員会報告事項**」について、中川委員長よりお願いいたします。
- 中川委員長 ・ 農業委員会活動方針作成委員会について
- 議 長 続きまして、**報告事項 6**の「**意見書検討委員会報告事項**」について、私より報告いたします。
- 会 長 ・ 意見書検討委員会について
- 議 長 続きまして、**報告事項 7**の「**事務局報告事項**」について、お願いします。
- 事務局 ・ 前回総会から次回総会までの「経過と予定」について  
・ 農地法第 18 条第 6 項報告及び利用権設定満了報告について  
・ 下限面積検討委員会について  
・ 農地利用の最適化に向けた研修会（合同研修）について
- 議 長 ありがとうございます。報告事項は以上です。  
ここで皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 議 長 特にご質問等もございませんので、以上で本総会の議事は全て終了いたしました。  
ご審議いただきありがとうございます。
- 事務局長 それでは閉会にあたり、田畑副会長がご挨拶を申し上げます。
- 副 会 長 【閉会挨拶】

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_